

第13回厚生科学審議会感染症分科会
予防接種部会(2010.9.14)
説明資料

戦後予防接種行政の変遷

～過誤への対応という観点から～

手塚洋輔
(東京大学)

不確実性下の行政活動と2つの過誤

- 不確実性下の行政活動
- 2つの過誤の潜在的な可能性
 - 作為過誤 「するべきでないのにした」
 - 不作為過誤 「するべきなのにしなかった」
- これら2つの過誤の発生を同時には回避できない→「過誤回避のディレンマ」
- 何をしても非難される可能性

作為過誤回避指向と不作為過誤回避指向

作為過誤回避指向の制度(医薬品承認)

不作為過誤回避指向の制度(児童虐待防止)

とるべき行動 とった行動	承認 するべき	承認 するべきで ない
承認した	正しい決定 (効果のある医薬品が流通)	作為過誤 (副作用の発生)
承認 しなかった	不作為過誤 (必要な医薬品が供給されない)	正しい決定 (副作用発生の防止)

とるべき行動 とった行動	介入 するべき	介入 するべきで ない
介入した	正しい決定 (児童の救出)	作為過誤 (健全な親子の離反)
介入 しなかった	不作為過誤 (虐待の激化・死亡)	正しい決定 (不必要な介入の回避)

対抗する過誤＝社会的コストとして受容

予防接種における 過誤回避のディレンマ

とるべき行動 とった行動	接種すべき	接種すべきでない
接種した	正しい決定 感染症を予防	作為過誤 副作用の発生
接種しなかった	不作為過誤 予防できる感染症に罹患	正しい決定 副作用発生の防止

予防接種における 過誤回避のディレンマ

- 1948年制定時は、強い「不作為過誤回避」指向（罰則つき強制＋集団接種＋法定ワクチンの多さ）
- 予防接種をめぐっては「作為過誤」を回避するか、「不作為過誤」を回避するかで対立
- 典型例（ポリオ経口生ワクチン）
 - 作為過誤回避（薬務局）⇔不作為過誤回避（公衆衛生局）
 - 最終的には厚生大臣の「政治判断」

戦後予防接種行政にみる3つの時期

年	主要事項	作為過誤	主な政策対応
1948	48予防接種法制定 (強制+罰則)	潜在的	不可視化 ※特異体質、情報隠蔽 等
1967頃	副作用の社会問題化+医師 の免責要求 70被害補償制度	顕在 不可避	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 公的責任 拡大 </div> 希釈化 ※無過失補償、「尊い犠牲」
1987頃	76予防接種法改正 (強制+罰則なし) 審議会への疑念+訴訟敗訴		
	94予防接種法改正 (勧奨+罰則なし)	顕在 回避可能	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 公的責任 縮小 </div> 分散化 ※保護者の同意、任意接種

ディレンマに対応する2つの方向

① 対抗過誤の「非政治化」

- 不可視化
- 希釈化
- 対抗する過誤（予防接種の場合は作為過誤）を非政治化することで制度の安定をはかる

② 公的責任範囲の縮小

- 分散化
- 公的責任範囲を縮小することで、作為・不作為双方の過誤の可能性を低め、制度の安定をはかる